

F - 2 2 A 戦闘機の墜落に伴う嘉手納基地での訓練に対する意見書

去る3月25日午前(現地時間10時頃)、嘉手納基地に一時配備されている同型機の米空軍最新鋭ステルス戦闘機F - 2 2 A ラプターが、米本国カリフォルニア州エドワーズ空軍基地近郊で、試験飛行中に墜落し操縦士が死亡する事故が起きた。同型機は、開発当初から飛行機器の不具合が指摘され、2004年12月にも墜落事故を起こしている。

また、2007年2月に嘉手納基地に一時配備された際にも12機の内、2機が機器の不具合が生じ、数日後に飛来した経緯がある。

事故原因が究明されてない中、一時配備されているF - 2 2 A 戦闘機は、通常訓練を繰り返し、3月27日には、別の基地から同型機4機が新たに飛来し、一時配備中の機体とは別の訓練も予定しているとのことである。

嘉手納基地においては、常駐機のF - 1 5 イーグル戦闘機や同基地に飛来する他の外来機との訓練をはじめ、航空自衛隊との日米共同訓練など、一層の騒音激化や墜落の不安が懸念されるため、F - 2 2 A 戦闘機の一時配備は、町民生活に甚大な影響を及ぼすことは必至であり、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F - 2 2 A 戦闘機の一時配備の中止及び即時撤去をすること。
- 2 墜落原因を究明し、速やかに公表すること。
- 3 外来機の飛来状況を公表すること。
- 4 F - 2 2 A 戦闘機の帰還の際には深夜・早朝離陸を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月31日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長